

みやざき出逢い・子育て応援表彰実施要綱

平成25年9月9日
福祉保健部こども政策課

(趣旨)

第1条 この要綱は、「みやざき出逢い・子育て応援表彰」(以下「表彰」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、出逢いや子育てを応援する継続的で優れた取組を行う県内の個人、企業又は団体を表彰し、広く県民に周知することにより、社会全体で出逢いや子育てを応援する気運を醸成し、もってひなたの出逢い・子育て応援運動の推進に繋げることを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰は次の部門ごとに行い、表彰の対象となる活動は、別に定める表彰取扱要領によることとする。

- ① 出逢い応援の部
- ② 子育て応援の部

(表彰の基準)

第4条 表彰は、原則として次の基準を満たすものを対象とする。ただし、既にこの表彰と同旨の功績により他の宮崎県知事表彰を受賞した者は除く。

- ① 表彰の対象となる活動を一定期間継続して行っており、かつ、今後も継続の見込みがあること。
- ② 出逢いや子育てに関する応援活動を通じて、地域社会に貢献していること。
- ③ 出逢いや子育てに関する応援活動が、県民、団体又は企業の模範となる取組であ

ること。

(表彰対象者の募集方法)

第5条 市町村、ひなたの出逢い・子育て応援運動推進会議出逢い応援部会・子育て応援部会の構成団体（以下「各部会構成団体」という。）、ひなたの出逢い・子育て応援運動の参加企業・団体等からの推薦（自薦を含む。）とする。

(受賞者の決定方法及び受賞者数)

第6条 受賞者は、前条において選出された者の中から、こども政策局長、こども政策課長、こども政策課長補佐、子育て支援担当リーダー、こども・若者戦略担当リーダーの5名による選考委員会の合議により選考し、決定する。

2 受賞者は、部門毎に3者以内とする。

(表彰の方法)

第7条 受賞者に対し、知事より賞状及び副賞を授与する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。